

**第 27 回長崎大学における感染症研究拠点整備に関する
地域連絡協議会議事要旨**

- 1 **日時** 令和元年 9 月 27 日（金）17:30～20:00
- 2 **場所** 長崎大学グローバルヘルス総合研究棟大セミナー室（1 階）
- 3 **出席者数** 27 名 調（議長）、山下（副議長）、石田、梶村（高谷副会長代理出席）、久米、田中、道津、内藤、松尾、犬塚、神田、寺井、原、藤原、里、福崎、宮崎、森崎、吉田、伊藤、濱口、安田、南保、深尾、中嶋、二村、森田の各委員
- 4 **欠席者数** 1 名 泉川委員
- 5 **オブザーバー**
岩崎容子（文部科学省研究振興局先端医科学研究企画官）
- 6 **事務局（長崎大学）**
亀田恒治（感染症共同研究拠点拠点総務部門担当課長）、長野繁美（施設部長）、安藤豊幸（施設部施設整備課長）

7 議事

議事に先立ち、報道機関による撮影に関し、大学側が説明を行っている間の撮影は許可するが質疑応答の撮影は不可とする旨の説明があり、資料 2 に基づき、委員の交代（長崎市：濱口委員）、代理出席（平野町山里自治会：高谷副会長）及びオブザーバー（文部科学省：岩崎企画官）について報告があった。

(1) 大学からのご報告事項について

長崎大学及び文部科学省から、資料 3 に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。説明及び質疑応答の大略は次のとおり。

（事務局（安藤課長））建設工事の状況について説明する。3 ページは以前から示している工程表である。杭工事がもう少しで終わり、並行して基礎のコンクリート工事を行っている状況である。4 ページの左上が現場の上方から、右上が遠方から施工状況の全景を 9 月 5 日に撮影したもので、下段の 3 枚が杭工事の写真で、杭のコンクリート打設は 8 月 2 日に終わり 8 月 5 日に杭重機の搬出を行った。5 ページの上段が杭工事の基礎の中に入る部分のコンクリートを取り鉄筋を基礎に埋め込む準備をしているもので、下段はその杭を掘り出すための掘削工事を行っているところである。6 ページの上段が基礎の鉄筋を組んでいる鉄筋工事であり、地上であらかじめ組み立て、基礎の高さにクレーンで下ろし、基礎の形に鉄筋を組み上げるという作業を行っている状況である。6 ページの下段は、これまでご意見を頂いた工事案内表示の看板の設置状況で、下段の左が正門に、真ん中が北門に、右が北側のフェンスに取り付けたものである。

（深尾委員）今後の BSL-4 施設設置計画に関する地域の皆様へのご説明等について説明する。本学はこれまでも地域の皆様や様々な団体の方を対象とする説明会や、市民公開講座等を開催してきた。なるべく多くの方に説明させていただきたく、例えば自治会からの要望があればいつでも説明に行きますと説明会開催のご希望をお尋ねしてきた。また、ホームページのご質問・ご意見欄やお問い合わせ専用電話の設置等、なるべく多くの方のご意見をお聞きしたいという考えに基づいて、ご意見・ご質問をお寄せいただく取組を頑張って行ってきたが、本協議会で話し合われている内容が地域の皆様に十

分に伝わっていないとのご意見があることを踏まえ、新しい取組を検討したいと前回の協議会でご説明した。今回、今後新たな説明会、具体的にはこの協議会での説明や議論の内容、さらに本学に寄せられた感染症全般、BSL-4 施設設置計画に関するご不安に対する回答といった内容について取り上げる説明会を継続的に実施する。また、地域の皆様からのお声をお伺いする新たな取組としては、従来のフリーダイヤルやホームページ等を通じたご意見の聴取だけではなく、市民公開講座、説明会等の実施時にも、資料の「お伺いする項目」に書いている項目についてご意見の聴取を毎回確実に実施した上で、その後の説明会に反映させていきたいと思っている。どれだけ多くの方にこういう取組が伝わるかということが重要であり、なるべく多くの方、特に大学に隣接している地域の皆様にはご案内したいと思っており、委員の皆様にもお力添えを頂き、特に不安をお持ちの方の背中を押していただき、説明会に参加するように勧めていただけるとありがたい。なお、配布物にはフリーダイヤルの番号や大学のホームページのご質問・ご意見欄の QR コード等を記載するので、何かご意見等があれば利用していただければと思っている。

(文部科学省 (岩崎企画官)) 本年 8 月 2 日に第 7 回長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会を開催した。議題は(1)建設工事の状況、(2)安全確保の方策等に関する検討状況、(3)地域における理解促進に向けた取組についてであり、大学からの説明に対して各委員から意見があった。特に今回は、地域における理解促進に向けた取組について、意見交換会や協議会の開催状況に加えて、自治会主催の質問会の議事録を用いて説明していただいた。委員の主な御意見は、「安全管理規則について、規則は磨き続けてこそ輝くものだと思うので、定期・臨時の見直しについての規定を盛り込むべき。また、現場の判断だけで作業を見直すことがないよう、安全管理をより高めるため、研究者の意見を規則の改善に役立てるべき」、「安全対策について、現場の研究者は効率性を優先してしまう可能性があるため、安全管理部門の職員が研究者をしっかりと監視し、チェックすることが必要」、「自治会質問会の議事録を読んで住民の不安について理解ができた。これからも長崎大学が必要な情報提供をしながら繰り返し説明を続けることが重要」といったものであった。

続いて、令和 2 年度概算要求における長崎大学 BSL4 施設を中核とする感染症研究拠点の形成に係る経費の計上について説明する。本件に関する文部科学省全体の概算要求額は約 43 億 8 千万円で、その内訳は研究支援関係が約 13 億 9 千万円、施設の建設関係が約 16 億 5 千万円、附帯設備の整備関係が約 11 億円、人件費等が約 2 億 4 千万円となっている。

(調議長) 今の説明について意見交換を行うが、まず建設工事の状況について、協議会開催前に行った見学の時の質問でもいいので、何かあれば挙手願いたい。

(山下副議長) 工期は遅れる可能性はあるのか。

(事務局 (安藤課長)) 現時点で遅れる予定はない。

(高谷代理) 3 ページの工事スケジュールの 1 階から 5 階の仕上げ部分の期間が、1 階は約 1 年、5 階になると約半年とだんだん減っている。これは現実なのか。各階が同じ床面積であるとするれば理解できない。

(事務局 (安藤課長)) 仕上げの中には設備工事等も入っており、非常に細かく書くと、もっと細かい色々な工程が入ってくる。この工程表は以前ご意見を頂き詳細にしたものであり、内装仕上げ自体は同じように進むが、下の階の方の設備が多いとか色々な絡みや繋がり等も含めて、最後に収束してきて、試運転調整を行うという表現にしている。

(高谷代理) 分かった。

(寺井委員) 工事案内表示の看板を新たに大きく表示してから、近隣の方から何か質問とか、騒音が大きいとかといったクレーム等があったか。逆に、大学構内は自由に出入りができてのぞき窓もあって色々な方が工事現場の中を見ることができると思うが、近所の方々から何か質問があったとか、実際そういったことはあるのか。

(事務局(安藤課長)) 騒音や振動についてのクレームは、今のところ現場にも大学にも来ていない。また、通りがかりの方から現場に質問があれば大学にも連絡が来るようになっているが、今のところそういう連絡は受けていない。熱帯医学ミュージアム付近や透明パネルから見ている方はいるようである。

(調議長) 次に、地域の皆様へのご説明等についてご意見があれば頂きたい。

(藤原委員) 今まで説明会や市民公開講座は坂本キャンパスの近くで開催されてきたと思うが、これからは坂本キャンパスだけではなく、もう少し中心部でも開催すべきではないか。坂本キャンパスの近くだけが市民ではない。市民への広報をもう少しどうにかして、一般の多数の市民が知らなかったではなく、開催されることが分かれば大事だから参加してみようという気持ちになると思う。市民会館やブリックホール等もあるのももう少し中心部というところを意識していただけないか。説明会や市民公開講座を坂本キャンパスの近くで今まで何回開催し、どのくらいの人が参加したのか、その実績をもう一度教えていただきたい。これからどのようにしていこうと思っているのか、広報も含めて聞かせていただきたい。

(深尾委員) 大きく二つに分けて考えている。市民公開講座はどちらかというと長崎市全域に声を掛けており、市立図書館等を利用している。先般開催した安田委員を講師とした市民公開講座は、市の中心部にある市立図書館で開催し、電車内に中吊り広告も出した。以前、長崎歴史文化博物館で「感染症とたたかう長崎大学展」を開催した時は、中吊り広告だけではなく、テレビ広告も使って告知した。ただ、広く案内するには費用がかなりかかるということもあり、なかなか難しいところもあるのは事実である。説明会については、これまで基本的には自治会や団体単位で実施している。特に、坂本キャンパス周辺にお住まいの多くの方に知っていただきたいということもあり、周辺の自治会のご協力を得ながら開催を告知してきた。こういうことは、これからも継続していきたいと思っているが、それに加えて、この協議会の議論の内容が十分に伝わっていないのではないかというお話も頂いたので、この協議会が開かれるごとに、特に周辺にお住まいの方には知っていただきたいということもあり、説明した報告会の実施を考えた。坂本キャンパス内に大きめの場所を確保して、なるべく多くの方に集まっていられるように告知をしたいと思っている。もちろん、一方的に大学が決めた日時だとお越しになれない方もいると思うので、この報告会についても、これまでと同じように、要請があればいつでもどこにでも説明に行くというスタンスで、なるべく多くの方にお伝えしていくようにしたいと思っている。

(調議長) コンゴ民主共和国でエボラ対策に貢献し、野口英世アフリカ賞を受賞された研究者の来日に際して、9月3日に市民公開講座を医学部良順会館で開催したが、コンゴの状況が緊迫していて、1週間前まで来日するかどうか分からなかったもので、広報が行き届かなくてあちこちからお叱りを受けた。なるべく上手に広報しようと思っているが、今回そういうことがあり、そういう印象を持たれたのかもしれない。

(深尾委員) 質問いただいた住民説明会等の回数については、これまでに91回開催し、参加者は2,642人であるが、このうち坂本キャンパスに隣接している6自治会を対象

とした開催回数と参加者数については、手元に数字がない。

(神田委員) 新たな取組は、今までやっていた内容を少し拡大させているが、地域の声を聞くために周辺の自治会だけでもいいからアンケートをして欲しいと何回もお願いしているのにそのことは書かれておらず説明にもなかった。説明会を開催し参加した人に色々と意見を聞くという説明があったが、それでは多くの人の声は聞けない。何度もお願いしているように、賛成、反対ということではなく、「お伺いする項目」に書いてあるようなことをアンケートという形でやるのは難しいのか。

(深尾委員) 前からお話しているとおり、大学の説明を聞いてもらったうえでないと、アンケートの取りようがないとも思っている。この報告会の開催チラシを用意し、ホームページのQRコードやフリーダイヤルの番号も掲載する。これまでも同じような取組はもちろんやっているが、チラシにきちんと表示して、なるべく多くの、特に地域の住民の方、周辺の住民の方に届けることによって、ご意見や不安な内容等を大学に伝えていただけるのではないか。大学は、皆さんの率直なお気持ちを知りたいので、不安に思っている方の情報があれば、こういう場への参加を是非呼び掛けていただくと同時に、フリーダイヤルの利用やホームページからの意見の表示をお勧めいただきたい。

(神田委員) 私たちが意図していることと大学が考えていることには乖離があるような気がする。説明会に来たり、フリーダイヤルを利用したり、QRコードでホームページを見たりするのはある程度若い方やパソコンを駆使できる方が多く、年配の方はそういうところまでいかないし、説明会にも行きづらい、行けないというような人もたくさんいる。この地区に住む人がせめてどんな気持ちなのかを聞いてもらいたい。私の知り合いや友人も、残念だったね、頑張っていたけど始まったねという人がほとんどである。説明会に誘ってもどうせできるのに何を今さら聞くのかということもあると思う。しつこいようであるが、工事が始まり、黙っていればどんどんできてくる。大学も地域の声を聞きたいという考えは持っているのに、どうしてもアンケートは受け入れてもらえないのか。

(深尾委員) 大学でも検討したが、紙を1枚送ってそれを返してもらうよりは、自治会主催で開催した膝詰めの質問会は大学にとってもいい勉強になったので、是非対面でお話ができるようなことをしたい。この報告会は全て報告というよりも質問会のようなことをしたいと思っており、その場で言えなかったことでも、聞きたいことや意見を書いてもらって我々に伝えていただければと思う。監理委員会でも、繰り返し説明を続けることが重要であるという指摘を受けており、そういう形を取っていきたい。事前に案内のチラシを配り、フリーダイヤル、ファックス、ホームページ等の連絡先をお知らせするので、事前に伝えたいことがあれば、そういったものを利用していただくのも一つの方法かと思う。今こうやって対面で話ができおり、我々としてはなるべく対面で話をする機会を作っていきたいと思っている。

(道津委員) 大学にとってそんなに無理難題なことを言っているのか。2年間ぐらいつつと住民の声を聞いてくれとお願いしてきた。坂本地区連合自治会長、坂本町道上自治会長が出席しない中、坂本地区の人への情報はどのようにするのかという声もあり、出席を求めてきたが出席されない。アンケートだけを送るのではなく、工事の進捗状況、施設の有利性やリスクも説明して、計画に対して不安な点、期待する点、疑問な点等の三つぐらいの項目でもいいので送ればよいと思う。先ほど神田委員が言ったように説明会には参加できない人がほとんどである。足が悪い、腰が悪い、病院に行くだけが精一杯というおじいちゃん、おばあちゃんも沢山いる。座れない人もいる。パソコンやフリーダイヤルで意見を言うのは勇気が要る。この協議会でも意見を言うのは数人ぐらい

で、委員でさえも意見が言えない人が多い中、住民に説明会に出向いて意見を言えというのはどうなのか。それよりも、もやもやしている住民にその気持ちを書いて吐き出させることが必要だと思うので、忌憚のない意見、どこが不安なのかという意見を大学が集約していただければと思う。電話をすればいいのではないかということではない。そんなに無理なことを言っているのか。例えば、ウイルスが漏れるかもしれないと思っている人が多ければ、こういう安全対策をすると次の封書を送って情報発信に利用するのもいいのではないか。そうすれば、地域の皆さんと大学とのコミュニケーションが取れる。ただリスクだけを住民に背負わすことだけは勘弁いただきたい。そのために2年間ずっと住民は言ってきた。もちろん期待するという賛成の意見も書いてもらって、そこを活かすこともあると思う。そんなに無理難題か。

(内藤委員) だから私たち会長がいるのではないか。それでどうしても分からない場合は大学に聞いてもらうしかない。大学は説明責任をしっかりと果たしていると思う。アンケートの趣旨はよく分からない。分からないことがあればここが分からないと大学に直接聞くとか方法はあるのではないか。住民の不安な意見というのは払拭するのではなく、私たちが適切に回答するのが方法だと思う。分からない点は分からないで大学に聞くということにしないと、いろんな人の意見があるので何とも答えようがない。

(久米委員) 同じ校区の自治会で違う意見を言うのは申し訳ないが、内藤委員が言ったように、今までの大学の取組を見ると、私は誠実に真面目に取り組んでいると思っている。私も何回か出席したが、市民公開講座とか説明会とか色々なことを地域で何十回も続けている。そういう中で、今この時に、何のアンケートが必要なのか。個人的な意見であるが私の自治会では迷惑である。新しく協議会の報告会を行いたいと言っている。私どもの責任は地域を活性化させ、まとまりもつけなければならぬという大きな課題も背負っており、アンケートをすることは私の立場では賛成とは言えない。

(高谷代理) 住民アンケートに関して、事前に梶村会長と簡単な打ち合わせを行ったところ、6自治会の全世帯を対象にして、地域住民の意見、不安に思っていること、疑問に思っていることを吸い上げるというのが何よりだという点で一致した。ただ、何か書いてと言ってもなかなか書けないので、幾つかの項目を作ってその中から複数回答で丸をしてもらえれば、地域住民がどんなことを思っているのか数値化されるので、そういったことを今回必ずやっていただきたいというのが会長との話し合いで一致した点であった。後日、意見書として出すと梶村会長は言っていた。先ほどの大学の説明で、説明をしないとアンケートは取れないというのが、授業を受けないと試験ができないみたいにも聞こえた。そうではなくて、住民が自分なりの情報を色々持った中で、素朴に思っていることがあると思う。さっき言ったように、みんなは説明会には来られない。そういう来られない人のために全世帯にアンケートを送り、幅広い意見を集めて、それを数値化して、不安を持っているところが分かればそれに対する説明にも繋げられるし、安全対策に繋がることも出てくると思うので、そういったところをやっていただきたいという思いである。この幅広い全世帯型の住民アンケートは地域住民と大学の双方にとって有益なメリットがあることで、逆に言えば、この機会を逃したら地域住民と大学の間に溝を残すことになると思う。

(田中委員) 江平自治会は坂本地区連合自治会に属しているが、連合自治会としての立場でなく江平自治会の話として聞いていただきたい。自治会には、本件にかかわらず、色々な意見を持っている方や、色々な立場の方がいるので、簡単に意見を聞くということもかなり難しいことだと思う。アンケートでは色々な意見が出ると思う。選択肢を幾つか作った場合、その回答はどれが多いか少ないかだけの話で、そういう自治会アンケ

ートを取ることで自体どうなのかという疑問はある。今、自治会の運営は役員が足りない、班長が足りないという厳しい状況の中で、このことに関してのみアンケートを取るとするのは重荷であり、私としてはいかなるものかと思っている。

(山下副議長) 私は情報が大学から地域住民に行っていないし、地域住民からも声が上がってこない状況なので、その一つの集約方法としてアンケートと言ったつもりで、アンケートを是非とも言ったつもりはない。大学が色々考えて、この協議会の報告文書を出すとか、地元に行って話をするとか、そこでアンケートをするとか、できることから1個ずつやると言っている段階で、アンケートという言葉にどこまで執着しなければいけないのか。大学が「ご意見の聴取」という言い方をしているのはどうかと思うが、双方向性の意見が取れればいいだけのことであって、どうしてアンケートにそこまでこだわるのかというのが個人的な意見である。私が言ったことが独り歩きしているみたいなので意見を述べさせていただいた。

(犬塚委員) 前回、細かい数字も示して大学に要望をお伝えした。その延長線ではないかという思いで期待して資料を拝見した。少し手厳しいが、大学からは自分から出て行くという気持ちが見えない。常に待ちの姿勢である。先ほど藤原委員からも発言があったように、大学周辺の住民だけではなく40万市民もいるので、市民全体を見ながら、いいものを造るということであればそのことを市民にもきちんとPRをして、自分から出て行って出前をするような、そういう気持ちで発想を変えてやっていただきたい。資料には「ご意見の聴取」と書いてありアンケートのことかなと思った。賛成であっても反対であっても意見を聞きたいというのは皆さん同じだと思うので、地域住民だけではなく市民もその中の対象にして少し内容を変えてはどうか。また、先般の安田委員の講演を聞きに行きかけたら時間がなくて行けなかったが、市民公開講座の開催は先ほど言った一環であり、ホームページに出ているが見る人は限られているので、どんどんPRをして欲しい。なかなかその成果が出ていないので非常に残念だと思っている。是非アンケートも含めて、今一度、再検討をお願いしたいし、今まで大学がやってきた市民公開講座等を含む色々なPR活動を、一覧表でもいいので数値で出して、これだけやっているということを皆さんに見せるのも一つの方法ではないかと思う。

(深尾委員) 先ほどの藤原委員の市民公開講座の質問に答えていなかった。これまでに、市民公開講座等は59回開催し、述べ4,357人に来場いただいている。犬塚委員から告知が下手と指摘を頂き反省しているが、先ほど説明したように、安田委員の市民公開講座の時には電車の中吊り広告等も含めて幅広く告知を行い、南アフリカから講師を招いて昨年実施した市民公開講座では、電車の中吊り広告の効果もあり、坂本キャンパスの良順会館がほぼ満員になった。大学としては、施設の内容を含めた感染症の様々な情報について、周辺住民や長崎市民の方に広く知っていただきたいと思い、これまでも広報に努めてきたが、これまで以上に頑張っ情報提供していきたいと思っている。

(犬塚委員) 意欲は認めるが成果に繋がっておらず、忸怩たる思いがあると思う。議長に提案であるが、次回の会議でも、こういうことをやっているということを一覧表でもいいので資料として示して欲しい。それが一番分かりやすいと思う。アンケートの件も少し入れて。

(調議長) 次回、資料として配付したい。平野町山里自治会からは意見書を頂くということなので、それも含めて、次回、お返しすることにしたい。

(高谷代理) 先ほどの梶村会長との話の中のことで大事なことを言い忘れた。この資料を見ると、どういうところに不安を感じているのか、疑問があるのかという意見を大学は聞くと書いてあり、それは住民もまさしく同じ点をアンケートによって気持ちを吸い

上げたいということで、要するに、大学も住民も方向性は同じだと思う。期待したいことを聞くのもいいと思う。幅広く意見を集める場所を設けるということをお願いのと思うので、説明会の時のアンケートももちろんやっていいと思う。一方で、両方やれば、より多くの意見が集まると思う。意見書については後日出すということであるが、とにかく方向性は同じで、どういう方法論でやるかということだと思う。

(神田委員) こちらの思いが皆様に正しく理解されていない気がする。大学が真面目に取り組んでいないとか、誠心誠意やっていないとかということを使うつもりはない。ましてや住民同士で意見が違い、関係が悪くなると言っていたが、そういうことは全然考えていない。危険な建物を建てているのは間違いなく、日本で初めてできる実験施設であり、皆さんがその危険性に対する不安等、色々な気持ちを持っているのは間違いないので、一度そういうところを取り上げて、目を向けて対応していただきたいという素朴な思いである。報告会や説明会の時にそういう意見を聞いても構わないが、近隣の全戸を対象にアンケートをして欲しいという理由は、意見を書かない人も多いかもしれないが、危険なものができるこの地区の人に、大学の姿勢として、どんなですかということをお願いしたいということである。手間はかかるかもしれないがこちらの意見も聞いていただきたい。決して批判の対象として考えているわけではない。

(山下副議長) 神田委員の言うことは分かる。私は副議長なので中立の立場で発言しているが、大学側の立場で考えた場合、弁護士としては、アンケートをすれば情報公開請求をされて、何町で何割が賛成で何割が反対等、そこまで大っぴらにされてしまう可能性があり、自治会内がもめるという自治会長の気持ちも分かる。説明会等に来られた時にアンケートで意見を聞くというのも一つの手段ではないか。最初に私がアンケートと言ったのは、大学がここで説明したことも地域住民に流れていないし、地域住民からの意見も逆流しておらず情報の流れが悪いという感想を受けたからである。その後大学も色々と考えてくれているので、個人的な意見であるが、取りあえず大学がやるのを見て、それでも情報の流れが悪かったら再度検討するということにしないと、アンケートをやる、やらないで既に1時間話をしており、できれば次の話題に移りたい。

(調議長) 先ほどのご指摘を踏まえ、これまでやってきた実績の資料を次回の会議で配付して議論することにしたい。次に第7回監理委員会の報告について、何かご質問等があれば。

(藤原委員) 岩崎企画官の説明は早口で分からないので、もう少しゆっくり話して欲しい。監理委員会の委員の意見が非常にざっくりと抽象的である。9人も委員がいるのでもう少し色々な意見が出たと思う。1枚ではなく2～3枚あってもいいのではないか。今度からは抽象的ではなく、もう少し詳しくきちんとした資料を出して欲しい。次に予算の計上の件であるが、これは今年の概算要求であって国会で承認されて決まったものではないと思う。早口で金額だけ、ぱっぱと幾ら幾らと。税金であり、もう少し緊張感を持って説明していただけないか。せっかく東京から来られており、強くそう感じた。

(文部科学省(岩崎企画官)) 最初にお詫び申し上げたい。せっかく皆様と話せる場なので、今後は分かりやすく話しをするようにしたいと思う。監理委員会の件であるが、40ページ近くになる議事録が文部科学省のHPに既に公開されている。その中から我々が、議題の(1)(2)(3)に関して、特にこの協議会で報告したいことをピックアップしたものである。これ以外にももちろん細かく幾つか質疑応答があったがそれは議事

録で確認していただきたい。概算要求の全体像であるが、金額だけ説明して皆様には何だろうという印象を与えてしまったかもしれないが、今回は概算要求なので、全体的にはこんな感じで文部科学省から要求しているという説明になっている。

(調議長) 監理委員会における配布資料及び議事録は文部科学省のホームページで公開をされており、9ページの右下にそのURLが記載されている。ご希望があれば印刷してお持ちするので事務局にご一報いただければと思う。

(原委員) 委員の主な御意見に、現場の判断だけで作業を見直すことがないよう、安全管理をより高めるため、研究者の意見を規則の改善に役立てるべきや、安全対策について、現場の研究者は効率性を優先してしまう可能性があると書いてあるが、この場合の研究者とは、この監理委員会のような第三者の研究者のことなのか。

(安田委員) 施設を実際に使う研究者のことである。使っていると改善点は色々と出てくると思うので、そういう点を汲み上げて、どんどん運用等に反映させるべきということである。

(高谷代理) 今回の報告の内容のことではないが、以前私から、監理委員会の責任者等にこの協議会に参加していただき現場の声を聞いていただけないかと提起した記憶がある。それはどうなったのか。併せて、梶村会長から厚生労働省の担当者はどうかとか、バイオセーフティ管理監は参加するのとか、色々な方に参加していただいた方がいいのではないかと提起をしていたが、この辺はどうなったのか。

(文部科学省(岩崎企画官)) 監理委員会委員のこの協議会への参加については、今回の監理委員会のような議事録の確認等が、皆様の意見や現場の状況を聞くという場になっていると考えている。

(二村委員) 厚生労働省及びバイオセーフティ管理監のこの協議会への出席に関する質問について回答する。以前、高谷副会長から文書でその質問を頂いた。第何回の協議会か忘れてしまったが、バイオセーフティ管理監にしても、厚生労働省にしても、第三者的な立場から大学に対して色々と意見を言う立場であることから、この協議会に出席いただくのは適当ではないと考えていると回答した。したがって、この協議会にバイオセーフティ管理監及び厚生労働省の方が出席されることはないかと大学としては考えている。

(高谷代理) その回答は資料の中にあつたということか。

(二村委員) 第何回かは即答できないが、きちんと回答している。

(高谷代理) 確認したいので、第何回か分かれば後で教えて欲しい。

(調議長) 監理委員会には、厚生労働省や国立感染症研究所から関係者がオブザーバーとして出席しているので、この協議会には出席していないが長崎大学の事業の進捗状況についてはよく把握している。

(犬塚委員) 大学からも出席するのか。

(調議長) 監理委員会は東京の文部科学省で開催されるが、長崎大学からは私の他にも関係者が出席している。次に予算について何か意見があれば。

(山下副議長) 国立大学法人等施設設備費補助金の額だけが昨年度から倍ぐらいに増えて、他は10%ぐらしか増えていないが、どうしてこの分だけ大幅に増えているのか。

(文部科学省(岩崎企画官)) これはまさに施設の建設のお金であり、建設が進むにつれて金額が上がっていくという自然な増額である。

(高谷代理) 前年度からの繰越があつたと思うが、資料に記載の予算プラス前年度からの繰越額が工事に使われるということか。

(事務局 (亀田課長)) そのとおりである。

<休憩>

(調議長) 先ほどの高谷代理からのご質問に答えてから次に進みたい。

(二村委員) 高谷代理から質問があった第何回の協議会で回答したかということであるが、本年の5月14日に開催した第25回の本協議会の資料の中で回答している。

(3) 委員からの質問・意見への回答について

資料5に基づき大略次のとおり質疑応答が行われた。

① 梶村龍太委員提出

(高谷代理) エボラウイルス感染症に対する新薬の報道について意見を述べた。きっかけは、市の南部の住民でBSL-4にすごく関心のある方から、エボラに対してすごく効く薬ができたとニュースで報道され、これで研究も少し縮小できたらいいねという話があったので、協議会に意見書として出すことになったものである。回答は大体予想どおりかなと思う。関心を持っている方がせっかくくれた情報なので、協議会の場で共有するのも意味があると思い意見を出した。回答の中の7行目に「現在の流行の致死率は現時点でも65%と報告されています」と書いてあり、その前には「血中ウイルス量の高い患者に対する治療効果はあまり期待できないことが確認されています」とも書いてある。報道を見ると、血中のウイルス濃度が一般的な患者に対して投与した場合の死亡率は29%と34%であったということは、治癒率は71%と66%ということになる。65%の致死率というデータもあると思うが、この新薬の効果は、血中のウイルス量が高くても今までの薬よりは効果があると今のところはそういうふうに見られているのではないか。もちろん回答にも書いてあるようにエボラだけで終わりではないというのはそのとおりだと思う。ただ、地域の方からは、エボラだけでもなくなればストレスがなくなるという声を何人もの方から聞いた。海外を含めて人類規模で研究して、エボラが、例えば天然痘のように、もう研究の必要がなくなることを期待したいし、長崎のBSL-4施設だけではないでしょうから、そういった海外の科学者の方の研究に期待するところである。それと、もう1点言いたいのが、自分でもできるだけBSL-4施設に関する情報を集めるようにはしているが、大学に直接関係なくてもエボラウイルス等に関するニュースがあった時には、この協議会で報告していただきたいということがある。

(安田委員) 先ほど深尾委員から説明があった新たな説明会において、今後は感染症に関する研究の状況についても紹介すると書いている。それから、先ほど議長から話があったが、コンゴ民主共和国のエボラ対策の責任者でトップの方が野口英世アフリカ賞を受賞され来日された時に長崎にも足を運んでいただき、9月3日に市民公開講座で講演をしていただいた。現地で陣頭指揮を執ってエボラウイルス病の治療等も行っており、ウイルス量の低い人に関しては一定の効果が見られるがウイルス量の高い人には効果が見られないことや、ワクチンの効果等についても話をされていた。できるだけ多くの方に講演を聞いていただければ良かったが、残念ながら先ほど説明したとおり、1週間前になっても来るか来ないか分からない状況だった。

(高谷代理) 要望として、エボラやBSL-4施設等に関するニュースを、こちらもできるだけ情報収集しているつもりではあるが、大学の方が情報収集能力は高いと思うので、関連ニュースを提供していただくことはできるか。

(安田委員) そのように努めたい。「感染症とたたかう」の中でも一部紹介している部分はあるが、ホームページや色々な市民公開講座等で紹介したいと思う。高谷代理が言っているのはこの協議会の場でということか。

(高谷代理) 説明会の場でもいいと思うが、この協議会の場でも報告があれば全員で共有できてメリットがあると思う。

(安田委員) 時間の制約等もあるかもしれないので検討させていただきたい。

(寺井委員) 「感染症とたたかう」はまだ続いているのか。

(深尾委員) 「感染症とたたかう」は、一部の方からBSL-4に関する話題をなるべく避けて欲しいという要請があったこともあり、身近な感染症について伝えていくということで主に編集をしていた。季節的に流行る感染症を随時取り上げて34号まで発行したが、ほぼ一巡したこともあって、編集方針を少し変えようとして、四苦八苦しているところである。先ほどの高谷代理の話にも関係するが、最近、色々な感染症に関する話題が出ているので、そういう話題をなるべく「感染症とたたかう」の中で取り上げたい。例えば、今だとRSウイルスが非常に流行している。RSウイルスによる感染症についてはもう既に取り上げているが、そういう話題をうまくタイミングを見て紹介しないといけない。先日は、世界の感染症は何度も何度も繰り返し発生しているみたいな報道もあったし、どういう内容をどう伝えていくのがいいのか。これまでは身近な感染症に対する対策を中心にまとめていたが、一巡二巡して、たぶんインフルエンザも既に2回ぐらい取り上げていると思う。そういう中でどんな情報を提供していくのがいいのかということを少し悩んでおり、もうしばらくお待ちいただきたい。

(寺井委員) クレームではなく、配布した印刷物の中では結構評判が良かった。せつかくの数少ない評判がいい物なので、むしろもう少し積極的に活用していただきたい。アンケートではなく、例えばハガキを付けて感想を書いていただくといった方法もあるのではないかと考えている。

(深尾委員) 新編集方針を早く固めてお届けできるようにしたい。

(原委員) 先ほどの説明の中で、BSL-4のことをあまり書かないようにという要望を受けて、そのような方針で進めているということであったが、それについても再検討し、BSL-4施設が感染症の撲滅に大変有益であるということこそそろそろ主張し、PRしていただけたらと思う。

(深尾委員) ご意見は承った。検討させていただき編集方針を固めたいと思う。これまでは、BSL-4という言葉があると受け取れないとおっしゃる自治会もあったので、そういったことも含めて編集の仕方をそんな形にしていた。ただ、施設も建ち始めているので、具体的なことも何かうまく伝えることができればと思っており、検討させていただきたい。

②道津靖子委員提出

(道津委員) (1)のアンケートについては、先ほど質問したので割愛する。

(2)の安全対策の確認事項については、一つ一つきちんと確認したいという意味で提出した。①は、RI (ラジオアイソトープ) は使わないのでBSL-4施設の中にはRI室は造らないと安田委員が以前説明したことの確認である。遺伝子組み換え実験を行うということだったので、その追跡調査をするにはRIが必要になるのではないかと考えた。既存のRIセンターを使うのであれば、不活化して施設から持ち出さないといけないし、どんな形で遺伝子組み換えの追跡調査をするのかという疑問もあったので、そ

こら辺の確認であった。施設の中には後付けでもRI室は造らないということなのでそれをきちんと安全対策の中に盛り込んで欲しい。その追跡調査については、脱RIということが書かれてあるがどんな方法でやるのか。

(安田委員) 生命科学の実験系全てにおいてRIはあまり使わなくなってきている。私は長崎大学に来て約9年経つが1回もRIは使っていない。前の職場では少し使っていたが、代替法があり、ここ9年ぐらいは全く使っていない。例えば、ウイルス粒子自体を蛍光標識して非常に感度良く検出できるような装置等もできているので、他の発光物質とか様々な蛍光物質とかを利用することによって検出できるようになっている。RI自体の必要性というのがかなり薄れてきている。

(道津委員) 安全性としたら、発光を使ったり蛍光を使ったりする方が安全であるということもあるのか。

(安田委員) 全く無害であるし、蛍光タンパク質に関しては、ノーベル賞を受賞した下村先生が発見したGFPタンパク質という緑色に蛍光を発するもの等もあり、多用されている。

(道津委員) ②は、長崎大学としてはきちんと文言を安全対策の中に盛り込んで、防衛省からの圧力に対して抑止力になるようにして欲しいと思う。直ぐにそういうことになることはないと思うが、危険な研究やデュアルユースもあるので、将来的にもきちんと歯止めをかけてもらうためにお願いした。それも書いていただけるということでもいいか。防衛省からの予算は一切もらわないということでもいいか。

(安田委員) 担当理事から、防衛装備庁からの募集に申請しないようにという通知が毎年出ており、今後そういう方針が変わることもないので期待には応えられると思う。

(道津委員) 思うでは駄目。研究者が防衛省関係で技術面、バックグラウンド面、そういうのが全部OKだったとしたら、どんなふうに対処されるのか。きちんと断つてくれるのか。

(調議長) そういうことだと思います。

(道津委員) 防衛省からの研究者は受け付けないということも確認事項として、安全対策の中に盛り込んでいただくということですね。

(調議長) それを書くかどうかはまだ。

(道津委員) それを書いてこそその抑止力なので、よろしくお願いします。

(調議長) 各論は色々なことがあると思う。例えば、南スーダン等に派遣された自衛隊員が感染症にかかり、長崎大学に何とかしてくださいと言われた時に、防衛省とは付き合い合わないから駄目とは言わない。

(道津委員) そういうことは言っていない。

(高谷代理) デュアルユースというのが一番のポイントだと思う。もちろん細菌兵器を作るのはあり得ないことであるが、逆に防御のためにやるのは正当なのか。私はBSL-4施設に最初から反対しており、それを百歩、一万歩譲って建てるにしても、エボラウイルスの撲滅、そういう人類貢献のための研究であることが前提であって、それを外したことは長崎市民として、特に近隣住民にしても受け入れられないだろうと思う。田上市長は国際貢献のためにこの施設は必要だということを言っているので、長崎市としても、たぶん今の道津委員の意見はそのとおりだと思う。その点について今日でなくていいので、書面で長崎市の意見を出していただきたい。

(安田委員) 防衛省の予算であろうがどんな予算であろうが、軍事研究に加担するような研究はしないということは約束できる。

(道津委員) 文言でお願いします。

(高谷代理) 長崎市としてもそういう見解を示していただきたいということを市民として長崎市に要望したものである。

(調議長) 長崎市に何を要望されているのかよく理解できない。

(高谷代理) 本来の人道的見地からの研究を逸脱というのであれば、さっきの言葉を借りれば軍事的目的というか、防衛であるといっても、結局は同じデュアルユースだから、どこに歯止めを掛けるかということを経験市としても示していただきたい。田上市長は国際貢献のために施設が必要だと言っているのだから、それを外すようなことはしてはならないのではないかと一市民として言っているもので、長崎市としての見解を示していただければということである。難しいことではないと思う。

(濱口委員) 国際貢献については世界最先端の技術研究ということを経験市の市長の会見の中でも述べているので、国際貢献する施設にするために世界最高水準の安全性を求めていくという長崎市のスタンスは変わらない。

(道津委員) 前回、何かあった時に緊急性を要するような事態もあり得るので、迅速に連絡が取れるように、希望される世帯に無償で防災ラジオを配布して緊急連絡用に活用することを提案した。そういうことが起こらないようにするのは当然であるが、起きた時に長崎市としてはどうするのかを真剣に考えていただきたい。防災ラジオを使えば長崎市全域に情報が伝わることになるが、自分たちに関係のない情報はスルーすればいいわけで、地域の人たちにとって重要な情報や緊急を要する情報が伝わる一つの手段であるのは間違いないと思うので、是非検討をお願いしたい。

(濱口委員) 前回の会議でそういったやりとりがあったことは承知している。防災対策、危機管理を担当する部門があるので、その点についてはどういった形で対応できるか検討したいと思っている。

③神田京子委員提出

(神田委員) 前回の確認である。1はこの協議会の検討結果の文書化についてお願いしたが、少し説明が足りなかったのだから具体的に質問した。決定した事項を議事要旨の中に盛り込むということではなく、169項目の安全対策のこともあるし、この協議会で決定事項として決まったものについて1冊に纏めていただきたい。平成29年9月に作成した基本構想の冊子のように、そこまで大げさでなくてもいいので、「リスクアセスメントに関する決定事項」というようなタイトルを付けて、この協議会で決定した事項を冊子のような形で纏めていただきたいというお願いであるが、回答は「必要な対応を検討し、その結果について協議会でご説明するとともに、内容を遵守してまいります」と考えます」だけで、文書化についての回答はないがこの辺はどうなのか。

(二村委員) この協議会の位置付けは、規約に書いてあるとおり、情報の地域住民への提供、地域住民の安全・安心について協議する場である。協議会の議事要旨に書かれた内容については責任を有しているのだから、その内容は遵守する。ただ、それ以上に何か文書を作るということについては、この協議会の位置付けからするとそぐわないと思っている。繰り返しになるが、ここで協議してやりますとか、こうしますとか言ったことは確実にやると約束したい。

(神田委員) 最終的に色々なことが決まってきた時には、そういう内容も含めて文書化することは考えているということか。

(二村委員) 議事要旨が正式な文書であり、そこに書いてある内容はきちんと守るということで、新たに何か文書にすることは考えていない。

(神田委員) 分かった。2も前回の会議の中で、研究者は日本人に限定とするというこ

とであったが、二重国籍者の対応については最終的な結論まで出なかったので、今後、研究者を選定する時の条件について幅広く意見を言う機会があれば、また検討していただきたい。

(調議長) 基本的にはそういう形で運営していくことを考えている。ただ、日本全体の大学や研究所の中には教授や研究員等として勤務する大変しっかりした外国人がどんどん増えている。そういう人たちを国籍だけで排除するというのは、今後の問題としては議論があるところだと思う。バックグラウンドチェックや人物評価が外国人の場合は難しい。例えば長期間国内の大学等に勤務し誰もが知っている研究者を国籍だけで排除するののかという議論については今後の課題であると思っているが、当面は日本人で運営することになると考えている。

(神田委員) 今後の取り扱いについては、よろしくをお願いします。

(道津委員) この協議会で言ったことは遵守すると言われたが守っていない事例もある。蒸し返すわけではないが、神田委員が提案した「地域連絡協議会に於けるリスクアセスメントに関する決定事項」は案であって、安全対策を今後決めていくところで基本構想みたいに冊子に纏めるのかと質問したものだと思う。協議会で言ったことは遵守すると言うが守っていないではないか。議論が終わるまでは着工しないと調議長はずっと言っていたのに、学長がしますと言ったら学長が言ったからとなつたではないか。鈴木委員に議論が終わるまでは着工しないとされていたではないかと言われ、そんなことを言っただけで駄目と怒られたではないか。だから、議事要旨とかではなくきちんとした安全対策の中に、先ほどの軍事研究はしないと、RI室は造らないとか、そういうことを一つずつ盛り込んで欲しいとお願いしているものである。

(調議長) 私の過去の発言については全く違うと思う。山のような疑問が積み上がっている中では前に進まないと言ったが、積み上がっている疑問については全て答えているし、学長になぎ倒されて途中で意見を変えたというのは私に対する誹謗である。169項目については、それぞれのリスクについてマニュアルを作りどのように対応するかということは今後積み上げて文書化していく。ただ、それが全部公開できるかどうかというのはまた別の話である。

(神田委員) 調議長の今の回答で私は結構である。例として議事録という形で書いたもので、そこにこだわったわけではない。

(2) 安全管理に関する検討状況について

中嶋委員から、資料4に基づき、長崎大学感染症共同研究拠点実験棟の運用に係る規則等の策定について説明があった後、質疑応答が行われた。説明及び質疑応答の大略は次のとおり。

(中嶋委員) 配布資料4に基づき説明する。

<2ページ>今日の資料は、どのように考えてこの規則を作っているのか、それは実際いつからどのように運用していくのか、どのような拘束力を持つのか等を説明するために作った。現行全27条ある全学の生物災害等防止安全管理規則に先ほど話があったリスクアセスメントと対応の検討結果や感染症法等の色々な規制を盛り込んでBSL-4施設だけに適用するBSL-4生物災害等防止安全管理規則を新規に検討している。感染症法では、BSL-4施設に関することが色々決められており、大学が簡単に規則を作っていないというものではない。

<3ページ>感染症法がどのような法律かを簡単にまとめた。公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としている法律である。インフルエンザ、結核、デング熱、エボラ出

血熱等の対策をどのようにして立てていくのかということがこの法律にまとめられている。第十一章に特定病原体等の規制が 2007 年に新たに盛り込まれた。特定病原体は一種、二種、三種、四種と決められており、特定一種にはエボラ出血熱等が、二種には炭疽菌やペスト菌が、三種には長崎でも患者が時々発生し亡くなる方もいるマダニ由来の SFTS が、四種にはコレラや赤痢や 0157 等が入っている。

< 4 ページ > 国際的に規制する必要性が高いとされ BSL-4 で取扱う必要があるウイルスが一種病原体等に全て入っている。一種病原体等は持つこと自体が禁止されている。ただし、厚生労働大臣が特別に指定した施設に限り、青文字の特定一種病原体等を持つことが可能になる。昔、天然痘と呼ばれた痘そうのウイルスは指定もできないし、何人たりとも持てないことになっている。そして、二種から四種の病原体等に比べて一種にはより厳しい規制が課せられる。また、エボラウイルス等の一種病原体等を外国から持ち込む場合にも、別途厚生労働大臣の指定が必要となる。

< 5 ページ > それだけ厳しい規制が BSL-4 施設には課せられるが、どういう義務が課せられるのか説明する。所持の禁止が特別に解除された特定一種病原体等所持施設には、様々な義務が課せられる。特定一種病原体等所持者は本学では学長になるが、この協議会で規則やマニュアルと言われる感染症発生予防規程をまず作ることが義務として決められている。そして安全管理を行う病原体等取扱主任者を選ぶこと、必要な教育及び訓練を行うこと、所持しなくなったウイルスは一定の熱をかけて確実に滅菌すること、病原体等の保管、使用、滅菌等の記録を必ずつけること、施設の位置、構造、設備等に関する技術上の基準に適合し、かつそれを維持管理していくこと、病原体等の保管、使用、運搬、滅菌する場合に必要な措置、例えば保管する場合の鍵のかけ方、運搬の届出、病原体の紛失等の事故の届、災害時の応急措置についてセーフティとセキュリティ、安全性の両面から決められている。これら法令の義務を守らなければ重い罰則が科せられることになる。

< 6 ページ > 作成が義務づけられている感染症発生予防規程の内容である。例えば組織体制、管理区域を厳密に設け入る者の制限、教育及び訓練の内容、後から説明する感染症のウイルスにばく露した場合の措置、記帳及び保存の方法、例えば LAN に繋がっているパソコン等の使用は駄目といった情報管理、病原体等の盗取、所在不明等が生じた場合の措置等について規定することになっており、特定一種病原体等の厚生労働大臣の特別の指定を受ける際には、この予防規程を届け出て、内容のチェックを全て受けない限り指定は受けられない決まりになっている。

< 7 ページ > 特定一種病原体等所持施設がやらなければならないことを本当に守っているかどうかを厚生労働省と警察庁が監督をする仕組みになっている。報告を求められた場合には報告をしなければいけないことになっており、懲役刑、罰金刑等も科せられる仕組みになっている。立入検査をすることになっており、適合していない部分があれば改善命令も出せる。マニュアル、規則と言っていた感染症発生予防規程の変更を命令することもできる。大臣指定に合わないことをしていれば、その指定を取消すこともできる。災害時には必要な措置を命じることもできる等の監督体制が決められている。

< 8 ページ > 監督体制を図に示した。監督する官庁は厚生労働省と警察庁であり、セーフティとセキュリティ、両方の安全性がこの感染症法に規定されている。感染症法で監督されるのは、所持者たる学長と BSL-4 施設そのものである。学内的にはバイオセーフティ管理監や監視委員会が内部監査を行い、きちんと運営されているかどうかを生物災害等防止安全運営委員会が確認することになる。先ほど話に出た監理委員会や専門家会議からも意見を頂き、県や市やこの協議会に報告をしていくことになる。

<9 ページ>BSL-4 施設限定で作成している BSL-4 生物災害等防止安全管理規則が青枠である。熱帯医学研究所等の他の学内施設よりも数段高いレベルの規則を作る作業を進めている。

<10 ページ>BSL-4 生物災害等防止安全管理規則の中に盛り込む内容である。施設を使用するすべての者はこの規則に従う義務がある。安全管理については組織体制や情報公開や罰則等を、施設で働く人については施設に立ち入る職員や身元保証や健康管理や安全カード等を盛り込もうと考えている。設備・機器についても色々な管理の方法等を作らなければならないが、これは施設ができないと現実的に具体的に書けないのでここはもう少し時間がかかる。病原体等の取扱いについては研究者と施設・安全管理部門とでさらに打ち合わせをして厳密なものを作っていくことになる。動物実験、遺伝子組換え実験等について、重要な緊急時、事故対応についても地域への連絡も含めて作ろうと考えている。

<11 ページ>どういうスケジュール、時間軸でこの規則を作って運用していくのか図にまとめた。現在は施設建設中のステップ1で規則の原案を作成しているところである。ステップ2は施設完成引渡し後、この規則を実際にできた施設で習熟、訓練を行い、バーチャルではなく実際の建物の中で本当にそれが使えるかどうかということを確認しながら完成させていく。大変だと思うが、その上でこの規則で大丈夫だと確認できて完成して初めて厚生労働大臣の指定を願い出ることになり、これで大丈夫だと厚生労働大臣が認めればステップ3の大臣指定された施設として稼働できるようになる。ただ、ステップ3では実際のエボラ出血熱の病原体等を扱わずに、SFTS 等の病原体を用いた研究をしながら本当に大丈夫かどうか確認した上で、大丈夫だと確信した場合には、エボラ出血熱の病原体等を所持するための指定も受けてステップ4になっていく。ステップ3は所持できる施設、ステップ4は所持した施設になるということで、今日、国立感染症研究所のBSL-4施設はステップ4になったという報道があった。

<12 ページ>我々がリスクをどのように考えているのかというところで、これは皆さんに何度も説明したのであまり詳しいことは説明しないが、例えば「32項目」と書いているがこれは実際に外国で32回感染が起きているということではなく、我々のリスク評価の中では①実験室内での実験者の感染が想定されるリスクが32項目であったということである。

<13 ページ>実験室内での実験者の感染で想定されるリスクに対する対応については、スーツの点検やマニュアルの作成、訓練や緊急アラームの設置等が必要である。

<14 ページ>適切なスーツの使用をリスク評価の中でも検討したが、スーツ、グローブ等の破損へのリスク対応を写真で説明したもので、どのようにして備えるか、使用前のスーツの点検から始まり、問題がないことを記録して、グローブをしっかりと着用して、適切な方法でスーツを着用して、実験室に入室して、作業動作の習熟もして、退室する時にはしっかりと決められた方法で薬液除染をして、脱いだ後は破れないか等を確認した上で適切に保管する。この規則では、このようなことを大まかなところだけを定め、細かいところは細則で定めることになる。

<15 ページ>リスクアセスメントの結果をもとに、起こさないための対策、万が一起きた場合の対応、地域への情報伝達、緊急時に備えた訓練等をこの規則の中に盛り込みながら、安全管理に努めていきたいと考えている。

(調議長) 基本的にはこの議題の質疑応答は次回行うが、どうしても今日聞きたい質問があれば一つ、二つ受けたい。

(道津委員) 13 ページの(9)実験室退室②スーツ室の「インナースーツの濡れ」であるが、濡れが確認された場合はどのような対処になるのか。病院行きか。

(中嶋委員) まずどこが濡れていたかということになる。例えば、汗等の鑑別も当然必要になるし、本当に穴が空いてシャワーの薬液が中に入ったのかどうかを確認した上で、濡れの範囲や大きさ等で感染のリスクが本当にあるのかどうかを確認することになる。そういった対応についても一つ一つ対応手順を決める。大きく穴が空いたら大体分かるので、大抵は小さい穴だとは思いますが、例えば足の方が濡れていた場合、どうして濡れたのか、小さい穴があったのか、本当に感染のリスクがそこで生じるのかどうかということも確認、検討した上でマニュアルに反映させていきたいと考えている。

(高谷代理) 駆け足でよく分からないという感じだった。私は今回代理出席のため次回は出席するかどうか分からないので、一つだけ素朴なことで失礼であるが質問したい。15 ページの「4. 緊急時に備えた訓練」は当然訓練が必要だと思うが、例えば、この訓練は大学内だけでの訓練を想定しているのか。近隣の自治会等にも呼び掛けて住民の参加を想定しているのか、まだ決まっていないのか。

(中嶋委員) 大学だけでできる訓練もあれば、消防署等と連携した上でやらなくてはいけない訓練もあるかと思う。近隣の方とどのような形の訓練をするか、今答えられるところではないが、少なくとも学内だけでは完結できないものもあると考えている。

(高谷代理) 何を言いたかったかというと、住民がどれだけ参加できるかは別としても、例えばそういう訓練に自治会長等が出席したりしてそういう訓練があることを知ること、危機意識の風化を防ぐことができるのではないかと。

(4) その他

二村委員から、次回以降の協議会の開催予定について、あらためて開催案内は送付するが、次の日時に開催する可能性がある旨の報告があり、スケジュールの確保について依頼があった。

- ・ 11 月 19 日 (火) 17 時 30 分から
- ・ 2 月 7 日 (金) 17 時 30 分から

— 以 上 —